

## 熊本県要保護児童対策地域協議会設置要綱

## (趣 旨)

第1条 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条8項に規定する保護延長者を含む。以下同じ。）の早期発見やその適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦（法第6条の3第5項に規定する要支援児童若しくは特定妊婦をいう。）への適切な支援を図るために、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることにかんがみ、法第25条の2第1項の規定に基づき、熊本県要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置することとし、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (業 務)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項に規定する業務を行うほか、次の各号に掲げる活動を行うことができる。

- (1) 要保護児童等問題に関する県全体の活動及び広報計画等に関すること
- (2) その他、要保護児童等対策に関し必要な活動

## (会 員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる行政機関、別表2に掲げる法人及び別表3に掲げる児童福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者をもって構成する。

2 協議会の構成員は、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

## (組 織)

第5条 協議会は、代表者会議及び実務者会議によって組織する。

- 2 協議会の下に、県地域振興局を管轄地域とする地域部会を設置するものとする。
- 3 地域部会の設置及び運営に関する事項は、別に定める。

## (代表者会議)

第6条 代表者会議は、要保護児童等への支援活動が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等とその支援に関するシステム全体に関すること。

- (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
  - (3) 協議会の活動の評価に関すること。
  - (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項。
- 2 代表者会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長になる。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、実際に活動する実務者により構成し、要保護児童等の支援等に関する次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の実態把握に関すること。
  - (2) 要保護児童等への支援活動に関すること。
  - (3) 要保護児童等対策を推進するための啓発活動に関すること。
  - (4) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項。
- 2 実務者会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長になる。

(地域部会)

第8条 地域部会は、協議会のもと、管轄する地域において、関係機関と連携を図り、法第25条の2第2項に規定する業務を行うほか、次の各号に掲げる活動を行うことができる。

- (1) 要保護児童等問題に関し、管轄する地域における活動及び広報計画等に関すること。
- (2) その他管轄する地域における要保護児童等対策に必要な活動。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第9条 知事は、法第25条の2第4項の規定により、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課を要保護児童対策調整機関として指定する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

第10条 法第25条の2第5項に規定する要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
  - ア 協議会の協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること。
  - イ 協議会の議事の運営に関すること。
  - ウ 協議会に係る資料の保管に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。
  - ア 関係機関等による要保護児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること。
  - イ アにより把握した要保護児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等の連絡調整に関すること。

(関係機関等への協力要請)

第11条 協議会が協議会の構成員以外の者に対して法第25条の3に規定する協力要請と同様の協力要請を行う場合にあつては、協議会は個人情報保護に配慮しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。  
この要綱施行に伴い、熊本県児童虐待防止関係機関会議設置要項は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。

#### 別表1

国又は地方公共団体の機関(児童福祉法第25条の5第1号)

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・熊本地方務局</li><li>・熊本地方検察庁</li><li>・熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課</li><li>・熊本県警察本部生活安全部人身安全対策課</li><li>・熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課</li><li>・熊本県教育庁市町村教育局社会教育課</li><li>・熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課</li><li>・<u>熊本市こども局こども福祉部こども家庭福祉課</u></li><li>・熊本県総務部総務私学局私学振興課</li><li>・熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課</li></ul> |
|--|

- ・熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課
- ・熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課
- ・熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課
- ・熊本県健康福祉部健康局医療政策課
- ・熊本県中央児童相談所
- ・熊本県八代児童相談所
- ・熊本市児童相談所
- ・熊本県女性相談センター
- ・熊本県精神保健福祉センター
- ・熊本県こども総合療育センター
- ・熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課

## 別表 2

### 法人（児童福祉法第 25 条の 5 第 2 号）

- ・一般社団法人熊本県私立幼稚園連合会
- ・一般社団法人熊本県保育協会
- ・熊本県弁護士会
- ・公益社団法人熊本県医師会
- ・公益社団法人熊本県歯科医師会
- ・公益社団法人熊本県精神科協会
- ・公益社団法人熊本県薬剤師会
- ・公益社団法人熊本県看護協会

## 別表 3

### 児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（児童福祉法第 25 条の 5 第 3 号）

- ・熊本県公立高等学校長会会長及びその他の役職員
- ・熊本県国公立幼稚園・こども園会会長及びその他の役職員
- ・熊本県小中学校長会会長及びその他の役職員
- ・熊本県私立中学高等学校協会会長及びその他の役職員
- ・熊本県児童家庭支援センター協議会会長及びその他の役職員
- ・熊本県里親協議会会長及びその他の役職員
- ・熊本県ファミリーホーム協議会会長及びその他の役職員
- ・熊本フォスティング機関協議会会長及びその他の役職員
- ・熊本県保育協議会会長及びその他の役職員
- ・熊本県民生委員児童委員協議会会長及びその他の役職員
- ・熊本県養護協議会会長及びその他の役職員
- ・熊本県人権擁護委員連合会会長及びその他の役職員
- ・熊本県公的病院長会会長及びその他の役職員
- ・熊本県市長会会長及びその他の役職員
- ・熊本県町村会会長及びその他の役職員